

○福島市公告式条例

昭和二十五年八月二十八日条例第二十五号

(この条例の目的)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十六条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第二条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に市長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う。

(条例の施行日)

第三条 条例は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、条例をもつて特に施行日を定めたときは、この限りでない。

(規則に関する準用)

第四条 前二条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第五条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印をおさなければならない。

(その他の規則及び規程の公表)

第六条 第二条及び第三条の規定は、市の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。ただし、第二条中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第五条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。ただし、同条中「市長名」とあるのは「当該機関名」、「市長印」とあるのは「当該機関印」とそれぞれ読み替えるものとする。

別表（第二条関係）

名称	位置
福島市役所掲示場	福島市五老内町三番一号
福島市役所渡利支所掲示場	福島市渡利字舟場七番地の一

福島市役所杉妻支所揭示場	福島市伏拝字台田一番地の一
福島市役所蓬莱支所揭示場	福島市蓬莱町四丁目一番一号
福島市役所清水支所揭示場	福島市泉字大仏四番地の三
福島市役所東部支所揭示場	福島市岡部字高畑四十六番地
福島市役所北信支所揭示場	福島市鎌田字中江一番地
福島市役所吉井田支所揭示場	福島市仁井田字西下川原一番地の一
福島市役所西支所揭示場	福島市上名倉字妻下四番地の二
福島市役所土湯温泉町支所揭示場	福島市土湯温泉町字上ノ町九番地
福島市役所信陵支所揭示場	福島市笹谷字才ノ神一番地
福島市役所東部支所大波出張所揭示場	福島市大波字滝ノ入四十八番地
福島市役所立子山支所揭示場	福島市立子山字竹ノ下二十四番地の一
福島市役所飯坂支所揭示場	福島市飯坂町字銀杏六番地の十一
福島市役所茂庭出張所揭示場	福島市飯坂町茂庭字宮沢口九番地の一
福島市役所松川支所揭示場	福島市松川町字杉内三十三番地
福島市役所信夫支所揭示場	福島市大森字馬場一番地
福島市役所吾妻支所揭示場	福島市笹木野字折杉四十一番地の一
福島市役所飯野支所揭示場	福島市飯野町字後川十番地の二